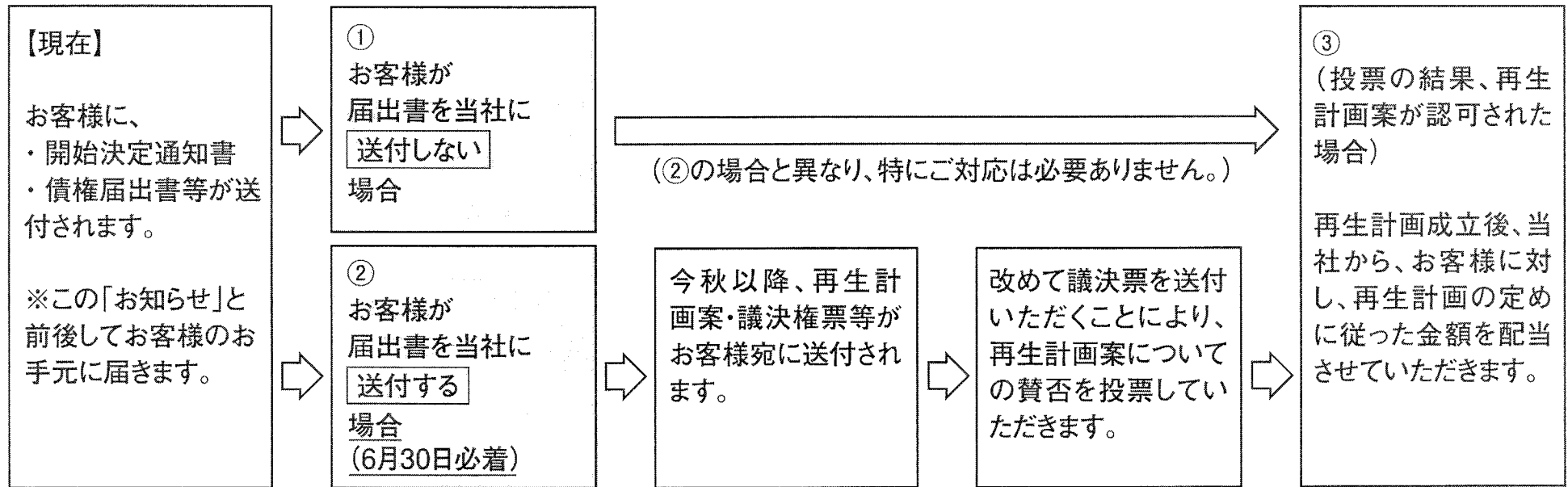


# お知らせ

丸和商事株式会社

## 【今後の流れ】



■ 再生計画の定めに従った配当を受けられること(③)について、①の場合と②の場合とで違いはありません(①よりも②の方が有利に扱われるということはありません。)

■ ご不明の点がございましたら、再生手続コールセンター(TEL:0120-256-925・0120-257-425 / FAX:0537-24-2288)までお問い合わせ下さい。なお、本書到着直後は回線が大変込み合うことが予想されますので、なにとぞご了承下さい。

詳細につきましては、同封の「民事再生手続開始決定に関するお知らせ」をお読みください。

以上

### 民事再生手続開始決定に関するお知らせ

丸和商事株式会社  
代表取締役 藤 澤 勝

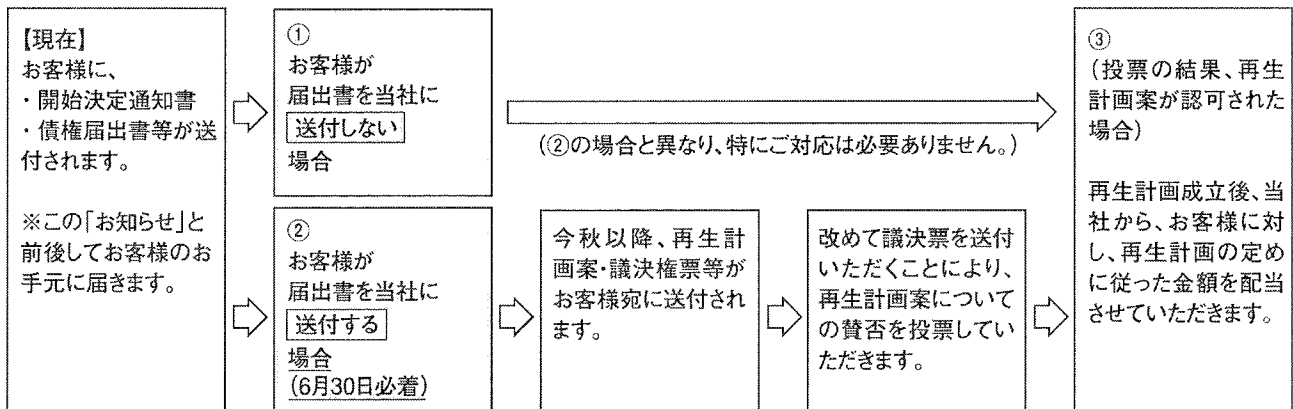
申立代理人  
奥野総合法律事務所  
弁 護 士 藤 田 浩 司

当社は、平成23年4月8日、東京地方裁判所に対し、民事再生手続の申立てを行い、同月14日、同裁判所より民事再生手続開始決定がされました。

債権者の皆様には多大なるご迷惑をお掛けする事態となりましたことにつき、改めてお詫び申し上げます。

当社と現在お取引いただいているお客様や、過去お取引いただいていたお客様の中には、引き直し計算の結果、利息返還金が発生している方々がいらっしゃいます。このようなお客様に対しては、裁判所より開始決定通知書及び債権届出書が送付されますが、当社に関する民事再生手続においては、他の貸金業者に関する民事再生手続・会社更生手続とは異なり、債権届出書を送付いただくなくても債権者として認める扱いをさせていただきます。そのため、本書において、利息返還金債権者となるお客様へ今後のお手続きの流れ等をご説明させていただきます。

#### 【今後の流れ】



※債権届出書送付の有無に関わらず、利息返還金債権者となるお客様には再生計画の定めに従った金額を配当させていただきます。なお、詳細については、別紙1をご覧くださいませようお願い申し上げます。

#### 平成23年4月9日以後の新規・追加のご融資について

当社は、民事再生手続開始申立後も、従来どおり、お客様に対し新規・追加の融資を行っております。

なお、平成23年4月9日以後に、当社より新規・追加の融資を受けておられるお客様につきましては、①お客様の当社に対する利息返還金債権を新規・追加の借入金債務に充当したり、②お客様の当社に対する利息返還金債権と当社のお客様に対する新規・追加の貸付債権とを相殺したりすることはできませんので、ご了解のほどお願い致します。

今後も、裁判所及び監督委員の監督の下、従業員一同、当社事業の再建に向け、引き続き全力を尽くして参る所存ですので、なにとぞ格段のご理解とご協力を賜りますよう、伏してお願い申し上げます。

以上

1 利息返還金債権者の利息返還金返還請求権の金額について

今回の民事再生手続開始申立てに際して、当社において、利息制限法所定の利率に基づく厳格な引き直し計算を完了しており、その結果、現在、お客様の利息返還金返還請求権の発生の有無及び金額を把握しております(引き直し計算方法の詳細については、別紙2をご覧ください)。

お客様の利息返還金返還請求権の金額は、別送の債権届出書に記載されたとおりです。

ご不明の点がございましたら、再生手続コールセンター(TEL:0120-256-925・0120-257-425/FAX:0537-24-2288)までお問い合わせ下さい。なお、本書到着直後は、お問い合わせが大変込み合うことが予想されますので、なにとぞご了承下さい。

2 債権届出について

今回の民事再生手続においては、債権届出のなかった利息返還金債権者の皆様についても、全て当社にて再生債権として認め(民事再生法第101条第3項)、再生計画案による配当の対象として取り扱うことを予定しております。

したがって、利息返還金債権者につきましては、債権届出を行っていただかなくても債権を失うことはありません。但し、債権届出のなかった債権者には再生手続における議決権(再生計画案について賛否を表明する権利)は認められません。

また、債権届出書記載の利息返還金返還請求権の金額に異議がおありの場合には、二重線で削除いただき金額を修正していただいても構いませんが、金額の修正をいただいた場合であっても、当社と致しましては、当社の引き直し計算の結果(予め記載させていただいた金額)の限りで利息返還金返還請求権の金額を認めさせていただく所存ですので、ご了解のほどお願い致します。

3 今後の手続の流れ

債権届出のあった利息返還金債権者の皆様に対しては、今秋以降、再生計画案及び議決票が郵送されます(なお、誠に申し訳ありませんが、再生計画案では、利息返還金債権を含む再生債権については、大幅な債権カットをお願いすることにならざるを得ない見込みです。)

その後、債権者集会が開催され、再生計画案についての投票が行われます。

投票の結果、再生計画案が可決され、裁判所により再生計画案の認可決定がなされると、再生計画の定めにしたがって配当等を行うことになります。

利息返還金債権者に対する再生計画に基づく配当の方法については、再生計画案の認可決定後、改めて郵送にてお知らせ致します。

現時点では今後の手続の詳細なスケジュールは未定ですが、今後、重要情報につきましては、随時、当社ホームページ(<http://www.maruwa-s.co.jp/>)に掲載して参りますのでご覧ください。

以上

## 引き直し計算方法について

1. 最終取引日から10年を経過していないお客様(既に完済により取引完了とさせていただいていたお客様も含みます。)について、全て引き直し計算の対象としております。  
ただし、当社からお客様に対して取引履歴開示のうえで和解をさせていただき、当社からの和解金の支払を完了済みのお客様につきましては、引き直し計算の対象外としております。
2. お取引の途中で1年を超える取引期間の分断があり、かつ、お取引を再開いただく際に改めて基本契約を締結させていただいたお客様とのお取引を除いて、全て一連取引とみなして計算しております。
3. 当社にて取引履歴がデータ化される前(平成5年3月31日以前)の取引につきましては、取引履歴データ化開始時点(平成5年4月1日時点)で当社とお客様の間に債権債務関係が存在しなかったものと推定して、引き直し計算を行っております。
4. お一人のお客様に複数の異なるお取引口座でお取引いただいていた場合、当社にて名寄せを実施した上で引き直し計算を行っております。
5. 利息制限法所定の制限利率にて引き直し計算を行っておりますが、過去に、返済が困難なお客様との間で利払いの全部又は一部を猶予させていただき旨が合意されていた場合には、当該お客様については合意された利率を適用して、引き直し計算を行っております。
6. 利息返還金に対しまして、発生した日から5%の利息が発生するものとして、引き直し計算を行っております。

以上